注 平成23年3月の改正から改正経緯を付した。

#### 改正

平成23年3月31日22世教学第1318号 平成24年3月23日23世教学第1057号 平成24年7月6日24世教学第419号 平成25年3月25日24世教学第1298号 平成27年2月27日26世教学第1120号 平成28年3月25日27世教学第1322号 平成29年3月22日28世教学第1055号 平成30年11月19日30世教学第823号 平成31年3月29日30世教学第1122号 令和2年3月13日31世教学第1098号 令和2年4月28日2世教学第137号 令和3年3月16日2世教学第618号 令和3年5月31日3世教学第931号 令和3年8月31日3世教学第946号 令和4年4月1日4世教学第1076号 令和5年3月29日4世教学第1437号 令和5年6月7日5世教学第348号

世田谷区就学援助実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の趣旨と予算に基づいて世田谷区 が実施する就学援助(以下「区の援助」という。)に関して、手続き、条件及びその他事務処理 上の基本的事項を定めることを目的とする。

(対象)

- 第2条 区の援助の対象は、次の第1号から第5号までの要件を全て満たした児童又は生徒(小学校就学予定者を含む。以下「児童・生徒」という。)の保護者とする。
  - (1) 世田谷区が行った住民基本台帳への記録(以下「住民手続」という。)が、支給対象月(認

定決定後に支給金額計算の対象となる月をさす。以下同じ。)において有効であること。

- (2) 支給対象月において、国公立小・中学校(中等教育学校前期課程を含む。)に在籍又は国 公立小学校に就学を予定していること。
- (3) 次のアからウまでのいずれかに該当すること。
  - ア 支給対象月において、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条に基づき児童養護施設に 入所している者
  - イ 生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第6条第2項に規定する者
  - ウ 前記イに規定する者に準ずる程度に困窮していると認められる場合
- (4) 支給対象月の属する年度において、世田谷区特別支援教育就学奨励費の支給を受けていないこと。ただし、職場実習交通費及び通学費の支給は除く。
- (5) 世帯の所得額等に関する情報について、保護者が世田谷区教育委員会(以下「委員会」という。)への提供を認めていること。
- 2 生命・身体への危険を回避する等のやむを得ない理由により、住民手続に必要な届出又は、申請が完了していない児童・生徒については、当該理由及び世田谷区内における居住実態をともに確認できる場合に限り、前項第1号の条件を満たしている場合に準じて取扱うことができる。
- 3 第1項第3号アの規定に該当する場合は、当該児童養護施設の長を保護者とみなすことができる。
- 4 中学校夜間学級の生徒については、年齢や世帯等の状況により、保護者に代えて生徒本人を対象とすることができる。

(有効期間及び事務処理手段)

- 第3条 区の援助における申請の効力は、児童が国公立小学校に在籍している期間(生徒の場合は 国公立中学校に在籍している期間)において有するものとし、年度毎の提出を省略することがで きる。ただし、小学校就学予定者は除く。なお、審査、通知等の効力は、いずれも同一の年度内 に限られるものとする。
- 2 この要綱に基づく事務の処理については、原則として電子計算組織(世田谷区電子計算組織の 運営に関する規則(平成16年世田谷区規則第47号)第2条第5号に定める事務処理手段をいう。) を用いて、行うものとする。

(申請手続)

第4条 児童・生徒の保護者は、就学援助費希望調書(以下「調書」という。)に必要事項を記入 し、児童・生徒が在籍する学校の長(以下「在籍校長」という。)を経由して委員会に提出する ものとする。ただし、児童・生徒が小学校就学予定者の場合又は在籍する学校が世田谷区立学校 以外の場合は、調書の提出は不要とする。

- 2 区の援助による支給を希望する保護者(以下「希望者」という。)は、就学援助費受給申請書 (兼口座振替依頼書兼受領等委任状)(以下「申請書」という。)に必要事項を記入し、委員会 に提出するものとする。
- 3 希望者は委員会が指定した期間内に、申請書を提出しなければならない。
- 4 申請書の提出は、児童・生徒が在籍する世田谷区立学校の長(以下「区内校長」という。)を 経由することができる。
- 5 委員会及び区内校長は、第2項の申請書の提出を受付けた際には、受付年月日を表示するものとする。ただし、郵送された申請書の受付年月日は、原則として郵便の消印の年月日とする。
- 6 当該年の1月1日現在、世田谷区で住民手続が行われていなかった希望者は、当該年の1月1日時点で住民手続が行われていた区市町村(以下「前住所地」という。)が住民税税務行政の一環として発行する証明書又は、委員会が個別に指定する書面(世帯の合計所得金額が明記されているものに限る。)を、提出しなければならない。ただし、前住所地の住民税情報の照会にマイナンバー制度による情報連携の仕組みを使用する場合は、マイナンバーを書面にて回答すること(この際には、個人番号を利用する事務における本人確認等に関する事項のガイドラインによる本人確認書類を添付する。)でこれに代えることができる。

(申請書の内容等)

#### 第5条 申請書の様式は、別に定める。

- 2 申請書における申請者の記入項目等は保護者の氏名、住所、電話番号等、委員会が事務の適正 な処理のために必要と認め様式で定めた事項とする。
- 3 申請書は、次の各号に定める内容について、依頼、同意又は、委任の趣旨の文書を兼ねるもの とし、様式には必要な内容を記載するものとする。
  - (1) 就学援助の審査のために世田谷区及び他自治体が保有する世帯状況、課税状況、就学状況 等に関する情報を委員会が照会すること。
  - (2) 他自治体から転入又は、他自治体へ転出した場合、他自治体からの照会に委員会が回答すること。
  - (3) 申請書に記載された者について、入学予定校連絡票に記載された進学先及び転出予定情報を委員会が照会すること。
  - (4) 第14条で定めるところによる在籍校長等への受領委任等

(審査及び決定)

- 第6条 委員会は、申請書を受付けた後は、当該申請に係る書類等の審査その他必要に応じた調査 を行い、別表1の基準により、認定、否認定又は、所得不明の別を決定するものとする。
- 2 前項の決定は、申請書を受付けた日の属する月の翌月の末日までに行うものとする。ただし、 4月に受付けた申請の決定は、6月の末日までに行うものとする。
- 3 委員会は、第1項により所得不明を最初に決定した日の属する月の翌月の末日を過ぎても、当該申請者が第2条第1項第5号に定める要件を満たせない場合には、否認定の決定を行うことができる。

(審査結果の通知)

- 第7条 委員会は、前条による決定後、その内容を次の各号に定める者に通知するものとする。ただし、児童・生徒が小学校就学予定者の場合には、第1号に定める者にのみ通知する。
  - (1) 申請書を提出した保護者(以下「申請者」という。)
  - (2) 在籍校長
- 2 前項の通知は、前条による決定後、14日以内に行うものとする。

(再申請の制限)

第8条 申請者及びその世帯構成員(生計を一にする者を含む。)は、同一年度内に、再度の申請を行うことはできない。ただし、保護者の離婚、死亡若しくは失踪があった場合、別表1の準要保護受給者Iの項右欄第2号の(2)若しくは準要保護受給者Iの項右欄第3号の(2)に定める条件を満たした場合又は第6条第3項の規定により否認定決定を受けた申請者が第2条第1項第5号に定める要件を満たした場合は、この限りでない。

(支給対象期間)

- 第9条 認定決定を受けた申請者(以下「受給者」という。)に対して、支給される金銭(以下「援助費」という。)の支給対象月の始期は、次の各号の定めるところによる。
  - (1) 申請書の受付年月日(以下「受付日」という。)が9月末日以前である場合は、第2条の 条件を満たす期間内で、最長で4月からとする。
  - (2) 受付日が9月末日後である場合は、受付日の属する月からとする。
  - (3) 前各号の規程に関わらず、受付日が世田谷区へ転入した日の属する月又はその翌月に属する日である場合は、転入した日の属する月からとする。
  - (4) 前各号の規程に関わらず、受付日が保護者の離婚、死亡、失踪等により第2条に定める援助の対象となった日の属する月又はその翌月に属する日である場合は、当該事由発生日の属す

る月からとする。

2 援助費の支給対象月の終期は3月とする。ただし、第15条第1項第2号に定める場合には、その期日の属する月とする。

(支給対象費目)

- 第10条 援助費の支給対象費目ごとの支給対象者及び支給内容は、別表2のとおりとする。
- 2 児童福祉法第27条に基づく児童養護施設入所中の者に関する支給対象費目の取り扱いは別に定める。
- 3 中学校夜間学級生徒に関する支給対象費目の取り扱いは別に定める。
- 4 委員会は、区の援助以外の公費による負担・補助対象と重複する支給対象費目については、支 給しないことができる。

(支給金額)

第11条 援助費の支給金額は、予算の範囲内で別に定める支給区分別学年別単価表に基づき、決定する。ただし、世田谷区立学校以外の児童・生徒に関しては、世田谷区立学校との均衡を失しないよう考慮しつつ、予算の範囲内で単価を調整することができる。

(支給時期)

第12条 援助費の支給時期は次表のとおりとし、委員会は、振込月の末日における口座への振込を 目途として、事務を処理する。

支給対象月	4月~6月分	7月~9月分	10月~11月分	12月~3月分
振込月	7月	10月	12月	3月 (新入学用品費は2 月)

- 2 前項の支給時期については、受給者の個人的理由によりこれを変更することはできない。 (支給方法)
- 第13条 援助費は、第14条で定める区分に応じた各受給者が届け出た金融機関(預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第1項に定める金融機関のうち世田谷区の指定金融機関を通じて公金を振り込むことができる機関の店舗とする。)の普通預金口座へ、口座振替により支給する。ただし、第14条第4項第1号に定める場合は除く。

(受給者等)

第14条 援助費は、児童・生徒と生計を一にする申請者又はその配偶者が前条の方法により受領す

る。

- 2 前項に定める指定口座を使用できない特別な事情があるときは、受給者は援助費の受領に係る 権限を代理人へ委任する旨を記載した委任状を委員会へ提出しなければならない。
- 3 前項による委任状が提出されたときは、委員会は、委任を受けた者を受給者の代理人として前 条の方法により支給する。
- 4 援助費の支給対象費目のうち、学校給食費における次の各号に定めるものは、申請書による受給者からの委任に基づき、取扱うものとする。
  - (1) 世田谷区立学校において、世田谷区学校給食費会計条例(昭和47年条例第15号)の適用を受けている場合には、振替収支(世田谷区会計事務規則(昭和40年規則第9号)に定める会計上の手続きをいう。)により、学校給食費会計へ振り替える。なお、振替時期については、学校給食費会計主管課長との協議により決定する。
  - (2) 世田谷区立学校以外においては、当該在籍校長との協議に基づき、第1項に定める者又は、 当該在籍校長が前条の方法により受領する。
- 5 援助費の支給対象費目のうち、医療費は、申請書における受給者からの委任と公的医療保険制度の診療報酬支払方法に基づき、別に定めるところにより、受診医療機関が受領する。
- 6 援助費の対象となる学校納付金を受給者が納めていない等の場合には、在籍校長からの報告を受け、申請書における受給者からの委任に基づいて、在籍校長が受領することができる。なお、この取扱いを行う支給対象費目の範囲については、学校納付金が納付されていない等の状況を踏まえ、在籍校長との協議を経て、委員会において決定する。

(支給の終了及び取消し等)

- 第15条 次の場合、受給者はその資格を失い、援助費の支給は終了する。
  - (1) 第6条1項による認定決定日の属する年度の3月31日を過ぎたとき。
  - (2) 世田谷区外への転出、転退校等により第2条に定める要件を欠くに至ったとき。
- 2 委員会は、受給者が次の各号の一に該当したときは、援助費の認定決定を取消し、又は援助費 の支給を停止することができる。
  - (1) 第2条に定める要件を欠いていたとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段を用いていたとき。
  - (3) 援助費を他の用途に使用していたとき。
  - (4) 返還すべき支給済みの援助費を返還しないとき。
  - (5) その他、受給者としての要件がないと委員会が判断したとき。

- 3 委員会は、受給者が次の各号の一に該当したときは、支給済みの援助費を返還させることができる。
  - (1) 前項の規定により認定決定が取り消されたとき。
  - (2) 受給者の世帯に属し支給対象とされている児童生徒(以下「受給児童生徒」という。)の、 長期欠席、行事不参加等により援助費が不要となったとき。

(変更届の提出)

- 第16条 申請者及び受給者は、次の各号の一に該当したときは、別に定める様式による変更届を、 速やかに委員会に提出しなければならない。
  - (1) 保護者、児童生徒の住所及び氏名並びに在籍校に変更があったとき。
  - (2) 生活保護の開始又は、廃止があったとき。
  - (3) 振込口座を変更しようとするとき。
  - (4) 申請又は、受給を辞退するとき。
  - (5) 前各号のほか、申請書の記入内容に変更があったとき。
- 2 前項に定める変更届の提出方法については、第4条第3項の規定を準用するものとする。 (制度の周知)
- 第17条 委員会は、第2条第1項第1号及び同項第2号に定める要件をともに満たす児童生徒の保護者に対して、世田谷区の広報紙「区のおしらせ」等で、区の援助の申請方法等を周知するものとする。
- 2 委員会は、第2条第1項第1号に定める要件を満たし、世田谷区立学校に在籍する児童生徒を 通じて保護者へ制度周知文書を配布し、区の援助の申請方法及び主要条件等を周知するものとす る。
- 3 第1項及び第2項による他、委員会は、本庁舎、世田谷区立学校及び委員会が臨時に指定する その他の配布場所において、制度周知文書を希望した来訪者へ配布するものとする。

(区内校長の責務)

- 第18条 区内校長は、第4条第4項により申請書の提出を受けた場合には、第4条第5項に定める 受付処理を行い、速やかに委員会に提出するものとする。なお、第16条に定める変更届の提出を 受けた場合も、申請書に準じて取り扱うものとする。
- 2 区内校長は、次の各号に定める事項について、別に定める様式による書類を、別途指定する期 日までに、委員会に提出するものとする。
  - (1) 宿泊を伴う学校行事(支給対象費目に該当する行事に限る。)における、受給児童生徒の

参加の状況

- (2) 受給者に関して第16条第1項の各号に定める事項の変更の発生を知ったとき。
- (3) その他、委員会が必要と認め、そのつど指示する事項
- 3 区内校長は、第14条第6項に該当する場合は、第13条に定めるところにより、普通預金口座を 遅滞なく委員会に届け出るとともに、受領した援助費を適切に学校納付金に充当するものとする。
- 4 区内校長は、第4条第1項に定める申請書用紙の交付及び前条に定める制度周知を行うために 必要な対応を、適切に行うものとする。

(世田谷区立学校以外との関係)

第19条 委員会は、世田谷区立学校以外の在籍校長又は、他自治体教育委員会に対して、前条第2項及び同第3項に準じて、報告を求めるものとする。

(補則)

**第20条** この要綱に定めるもののほか、事務の処理に関する事項その他必要な事項は、別に学校教育部長が定める。

# 附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

る。

2 世田谷区就学援助費支給要綱及び平成15年度世田谷区就学援助費臨時特例支給要綱は、廃止する。

(準要保護受給者の支給決定基準及び支給対象費目の暫定的な取り扱い)

3 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に限り、所得額が、別表中の準要保護受給者の基準を適用した場合にこれを超過する申請者のうち、同別表準要保護受給者欄中3(1)の算式の「1.2」を「1.3」と読み替えた式による基準を適用した場合にこれを満たす者については、支給対象費目を次表に定めるものに限定した「準要保護受給者Ⅱ」として支給決定を行うものとし、「準要保護受給者Ⅱ」以外の準要保護受給者については「準要保護受給者Ⅰ」と称するものとす

夏季施設費(小学生)、修学旅行費、心身障害学級通学費、 準要保護受給者Ⅱ 給食費、医療費

(支給対象費目に関する特例)

4 委員会が特に必要と認めた者に係る支給対象費目については、第10条第1項本文の規定にかか わらず、次表のとおりとすることができる。

	区分	支給対象費目			
	児童福祉法第27条に基づく児	修学旅行費、移動教室費、夏季施設費(小学生)、			
要保護受給者	童養護施設入所中の者	夏季施設費(中学生)、通学費			
		修学旅行費、移動教室費、夏季施設費(中学生)、			
	上記以外の者	校外授業費、卒業アルバム費、通学費、医療費			
		学用品通学用品費、新入学用品費、夏季施設費			
		(小学生)、夏季施設費(中学生)、校外授業			
準要保護受給者	Ī	費、移動教室費、卒業アルバム費、修学旅行費、			
		通学費、給食費、医療費			

#### (支給内容の取り扱い)

5 令和3年度に限り、別表2のロ支給内容の2学校給食費について、「児童生徒の保護者から徴収すべき学校給食費に相当する額。」を「児童生徒の保護者から徴収すべき学校給食費に相当する額。」)と読み替える。

**附 則**(平成17年3月31日世教学発第1065号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

**附** 則 (平成19年3月14日18世教学第1120号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

**附** 則(平成20年3月21日19世教学第1023号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

**附** 則 (平成20年12月22日20世教学第1078号)

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日22世教学第1318号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**(平成24年3月23日23世教学第1057号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

**附** 則 (平成24年7月6日24世教学第419号)

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

**附** 則 (平成25年3月25日24世教学第1298号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附** 則 (平成27年2月27日26世教学第1120号)

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

**附** 則(平成28年3月25日27世教学第1322号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

**附** 則 (平成29年3月22日28世教学第1055号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

**附** 則(平成30年11月19日30世教学第823号)

この要綱は、平成30年11月20日から施行する。

**附** 則(平成31年3月29日30世教学第1122号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(別表1認定基準の適用期日の取り扱い)

2 平成31年4月1日から平成31年9月30日までの間に限り、別表1の準要保護受給者Iの項右欄第2号の(1)中、算式の「1.4」を「1.24」と読み替えた式による基準を適用する。また、同表の準要保護受給者II欄の適用は平成31年10月1日からとする。なお、平成31年度においては、同表の平成31年10月1日から適用する基準について、第9条第1項第1号に定める事項は適用しない。

**附** 則(令和2年3月13日31世教学第1098号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

**附** 則(令和2年4月28日2世教学第137号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

(支給時期の取り扱い)

2 令和2年度に限り、第12条に定める支給時期を次表のとおりとする。

支給対象月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
振込月	8月			12	月		(新)	3 入学用品	月 品費は2	2月)		

(支給内容の取り扱い)

3 令和2年度に限り、別表2のロ支給内容の2学校給食費について、「児童生徒の保護者から徴収すべき学校給食費に相当する額。」を「学校臨時休業等に伴う給食停止期間の学校給食費に相当する額。」)と読み替えるものとする。なお、適用期日は別に教育総務部長が定める。

**附** 則(令和3年3月16日2世教学第618号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

**附** 則(令和3年5月31日3世教学第931号)

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則(令和3年8月31日3世教学第946号)

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。なお、適用期日は別に教育総務部長が定める。

**附** 則(令和4年4月1日4世教学第1076号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

**附** 則(令和5年3月29日4世教学第1437号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月7日5世教学第348号)

この要綱は、令和5年6月15日から施行する。

## 別表1 (第6条関係)

# 認定基準

要保護受給者	児童福祉法第27条に基づく児童養護施設入所中の者		
	生活保護法第6条第1項に規定する者		
準要保護受給者 I	次の1及び2に該当する者		
	1 要保護受給者に該当しない者		
	2 下記の(1)又は、(2)のいずれかの条件を満たす者		
	(1) 前年(支給対象月の属する年度の最初の月が属する年の直前の年		
	をさす。)の世帯(生計を一とする世帯を構成する16歳以上の者を全		
	て含む。)の合計所得金額(給与所得、公的年金等所得のいずれかあ		
	るいは、両方がある者については、合計所得金額から10万円(給与所		
	得、公的年金等所得の合計が10万円未満の場合はその金額)を控除し		
	た金額。)が、生活保護法第8条に基づく基準を準用して、次の式で		

算定した額以下である者

〔生活扶助(第1類+第2類(冬季加算含む。))+期末一時扶助+ 教育扶助(基準額+学習支援費)〕×1.4+〔住宅扶助+教育扶助学 校給食費〕

(2) 前(1)の条件を満たさない者のうち、委員会が特に必要と認めた 者

# 準要保護受給者Ⅱ

次の各号に該当する者

- 1 要保護受給者に該当しない者
- 2 準要保護受給者 I に該当しない者
- 3 世田谷区立学校以外に在籍する者
- 4 下記の(1)又は、(2)のいずれかの条件を満たす者
  - (1) 前年(支給対象月の属する年度の最初の月が属する年の直前の年をさす。)の世帯(生計を一とする世帯を構成する16歳以上の者を全て含む。)の合計所得金額(給与所得、公的年金等所得のいずれかあるいは、両方がある者については、合計所得金額から10万円(給与所得、公的年金等所得の合計が10万円未満の場合はその金額)を控除した金額。)が、生活保護法第8条に基づく基準を準用して、次の式で算定した額以下である者

〔生活扶助(第1類+第2類(冬季加算含む。))+期末一時扶助+ 教育扶助(基準額+学習支援費)〕×2.06+〔住宅扶助+教育扶助学 校給食費〕

(2) 前(1)の条件を満たさない者のうち、委員会が特に必要と認めた 者

# 別表2 (第10条関係)

#### イ 支給対象者

	支給対象区分		
支給対象費目	要保護受給者	準要保護受給者 I	準要保護受給者Ⅱ
1 学用品通学用品		小・中学校全学年	
費			

2 学校給食費		小・中学校全学年	小・中学校全学年
3 新入学用品費		小学校就学予定者(翌年	
		   度も世田谷区に居住し、	
		  国公立小学校に入学を予	
		 定している者)	
		 小学校1年生(入学前に	
		 支給を受けていない者)	
		小学校6年生(翌年度も	
		  世田谷区に居住し、国公	
		ロロックス ロログ ロロック ロップ ログラ ロマップ ログロ ロップ ログロ ロップ ログロ アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・ア	
		ている者)	
		中学校1年生(小学校6	
		年生時に支給を受けてい	
		ない者)	
4 夏季施設費(小学		小学校6年生	
校)			
5 夏季施設支度費		小学校6年生	
(小学校)			
6 通学費		特別支援学級に在籍又は	
		通級する児童・生徒	
7 修学旅行費	中学校3年生		
8 修学旅行支度費		中学校3年生	
9 夏季施設費(中学	世田谷区立学校に在	籍する中学校全学年	
校)			
10 移動教室費(小学	小学校 5 年生		
校)			
11 移動教室費(中学	中学校1年生		
校)			
12 連合移動教室費	特別支援学級在籍者		

	(特別支援学級)		
13	校外授業費	小・中学校全学年	
14	卒業アルバム費	小学校6年生	
		中学校 3 年生	
15	医療費	小・中学校全学年	

# 口 支給内容

#### 1 学用品通学用品費

児童・生徒が通常学習に必要とする学用品、通学に必要とする通学用品等の経費。

#### 2 学校給食費

児童・生徒の保護者から徴収すべき学校給食費に相当する額。ただし、学校給食の実施がない学校に在籍する児童・生徒については別に定める。

#### 3 新入学用品費

入学時に必要な学用品やかばん、標準服等の経費。

# 4 夏季施設費(小学校)

日光林間学園(世田谷区立学校以外は、同学年で実施する同趣旨の行事)へ参加するために直接必要な交通費、宿泊費など、参加した児童の保護者が均一に負担すべきことになる経費。

# 5 夏季施設支度費(小学校)

日光林間学園(世田谷区立学校以外は、同学年で実施する同趣旨の行事)に参加するために必要な準備等の費用。

# 6 通学費

世田谷区立小・中学校の特別支援学級に在籍または通級する児童・生徒がその通学に公 共交通機関を利用している場合に要する最も経済的かつ合理的な経路に係る実費。児童の 場合は、同経路に係る付添人の実費を含む。

#### 7 修学旅行費

修学旅行へ参加するために直接必要な交通費、宿泊費など、参加した生徒の保護者が均一に負担すべきことになる経費。

# 8 修学旅行支度費

修学旅行に参加するために必要な準備等の費用。

# 9 夏季施設費(中学校)

世田谷区立中学校で夏季休業期間中に教育委員会が認めた施設を利用して行われる部活動合宿に参加するために直接必要な交通費、宿泊費など、参加した生徒の保護者が均一に 負担すべきことになる経費。

# 10 移動教室費(小学校)

川場移動教室(世田谷区立学校以外は、同学年で実施する同趣旨の行事)に参加するために直接必要な交通費、宿泊費など、参加した児童の保護者が均一に負担すべきことになる経費。

#### 11 移動教室費(中学校)

河口湖移動教室(世田谷区立学校以外は、同学年で実施する同趣旨の行事)に参加する ために直接必要な交通費、宿泊費など、参加した生徒の保護者が均一に負担すべきことに なる経費。

# 12 連合移動教室費(特別支援学級)

特別支援学級設置校が連合して行う宿泊行事に参加するために直接必要な交通費、宿泊費など、参加した児童・生徒の保護者が均一に負担すべきことになる経費。

#### 13 校外授業費

児童・生徒が宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料等 にかかる経費。

#### 14 卒業アルバム費

卒業記念に作成するアルバム購入に必要な経費。

#### 15 医療費

学校保健安全法施行令第8条に定める疾病の治療に要する経費。